

飯塚市地方卸売市場花き部を廃止とする方針の決定について

卸売業者が破産手続準備により事業閉鎖したため、令和6年8月24日付けで運営を休止している飯塚市地方卸売市場花き部について、早期の再開を目指して新規卸売業者の誘致等に取り組むも、卸売業者の決定には至らず、再開の見通しが立たないことから、市長の諮問機関である飯塚市地方卸売市場運営審議会の答申の内容に基づき、花き部を廃止とする方針を決定したため報告するもの。

《 内容 》

1. 方針の内容について
2. 飯塚市地方卸売市場運営審議会の開催経過について
3. 花き部再開に向けた取組内容と結果について
4. 花き生産者及び買受人の現状について
5. 方針決定の理由について
6. 今後の予定について

1. 方針の内容について

花き部の休止決定後、今後の花き部の運営について方針を決定すべく、市長の諮問機関である飯塚市地方卸売市場運営審議会（以下、「運営審議会」という。）において調査審議が行われ、去る令和 8 年 6 月 22 日に市長へ答申がなされた。その内容に基づいて決定した方針は以下のとおり。

- 飯塚市地方卸売市場花き部の再開に向けたこれまでの取組とその結果、今後の見通しを鑑み、花き部については、今後の市場全体の運営に支障が生じないような措置を講じることを前提として、これを廃止する。
- この「市場全体の運営に支障が生じないような措置」とは、本地方卸売市場が飯塚市民だけではなく、筑豊地域の地域住民に欠かすことのできない生鮮食料品等の流通の基幹システムとして大きな役割を担っていることを踏まえ、廃止後の花き部施設の利活用については、今後も流通の基幹としての機能を十分発揮できるような事業の用に供するものとする。
- これにより、廃止後の花き部施設の利活用については、先に実施した新規卸売業者募集の公募終了後、同施設の使用許可申請を市に提出していた飯塚市地方卸売市場青果部の卸売業者である株式会社トリプレックス福岡（旧社名：ファーマインド新筑豊青果株式会社）（*）の使用を許可するものとする。

*：ファーマインド新筑豊青果株式会社（以下「新筑豊青果」という。）の親会社である株式会社ファーマインド（本社：東京都千代田区）が令和 8 年 6 月 1 日付けで新筑豊青果の全株式を東京中央青果株式会社（本社：東京都中央区）に譲渡したことにより、新筑豊青果は同社の完全子会社となり、社名を「株式会社トリプレックス福岡」に変更されたもの。

2. 飯塚市地方卸売市場運営審議会の開催経過について

花き部休止後の運営審議会の開催経過は以下のとおり。

回	開催日	内 容
1	令和 6 年 9 月 4 日	(1) 花き部の休止について (2) 今後の対応について ① 今後の花き部の運営について ② 生産者及び買受人の今後の動向について ③ 花き部施設について
2	令和 7 年 3 月 18 日	(1) 卸売業者選定に向けた取組の経過について (2) 今後の取組について (3) 生産者及び買受人の現状について (4) 施設の原状回復について
3	令和 8 年 2 月 3 日	(1) 卸売業者選定に向けた取組の経過について (2) 公募の実施について
4	令和 8 年 2 月 19 日	(1) 公募の実施について
5	令和 8 年 6 月 12 日	(1) 花き部の休止及び再開に向けた取組について（経過報告） (2) 今後の花き部の運営について (3) その他（追加審議事項：花き部廃止に伴う施設の利活用について）

3. 花き部再開に向けた取組内容と結果について

(1) 新規卸売業者の誘致

花きは品目及び品種が多く、小売り構造が零細であるため、生産者及び買受人にとって花き市場の需要は高いことから、花き部の早期再開を目指し、新規卸売業者の誘致に取り組んだ。その内容については以下のとおり。

ア 新規卸売業者候補の選定について

新規卸売業者候補の選定要件については、飯塚市地方卸売市場条例第 8 条第 3 項第 7 号の規定に基づき、「卸売業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力を有している者」とし、福岡県内の花き卸売市場で卸売業を営む事業者、花きの流通に精通した事業者を交渉候補とした。なお、候補の選定は花き生産者で構成される飯塚花き園芸組合、買受人で構成される飯塚花商組合、飯塚市による協議によって行った。

イ 新規卸売業者候補との交渉について

原則として、相手方との面談・交渉は、飯塚花き園芸組合、飯塚花商組合、飯塚市の３者において行った。

ウ 交渉の結果について

令和６年９月１０日（火）から令和７年１２月１９日（金）にかけて、本市地方卸売市場の青果部卸売業者１社、福岡県内の花き卸売市場で卸売業を営む５社及び花きの受託販売業者１社、飯塚市内で花きの仲卸売業を営む２社の計９社と交渉を行うも、自社の人員不足、事業引き受け後の採算の見通しが立たない等を理由により辞退の申し出がなされ、決定には至らなかった。

エ 主な辞退の理由について

相手方が辞退した理由の主なものは以下のとおり。

交渉の相手方	辞退の理由
本市地方卸売市場青果部卸売業者	①花きを取扱うノウハウがないため、事業を引き受けても採算が取れるかどうか見通しが立たない。 ②既存の管理システムの改良等が必要となり、多額の経費を要する。
福岡県内の花き卸売業者ほか	①自社の人員確保に苦慮している状態であるため、新たに市場を運営するための人員を配置することは困難である。 ②新たに一から市場を運営するためには、システムの構築や機械導入などの整備に加え、人件費など多額の投資が必要となる。 ③花き部を再開しても、休止前の生産者や買受人がどの程度戻って来るのか不透明であり、採算の見通しが立たない。 ④今の花き業界は全国的に厳しい状況にある。その理由としては、 ・生産者の高齢化や担い手不足に加えて、近年の猛暑による気候変動の影響により、産地からの入荷量が減少しているにもかかわらず、相場が上がらない状況である。 ・物価高騰の影響により、生活物資が値上がりしているため、嗜好品である花きの消費が低迷している。 これらの理由から、マーケット自体が縮小しており、自社の経営で手一杯の状況である。

(2) 卸売業者募集の公募の実施

新規卸売業者候補との交渉が不調に終わり、今後の取組方針について飯塚花き園芸組合及び飯塚花商組合と協議を行った結果、両組合から卸売業者募集の公募について提案があり、その後、令和 8 年 1 月 16 日付で両組合長名の連名により、卸売業者募集の公募の実施を求める要望書が市に提出された。これを受け、運営審議会にて公募実施案の審議を行った結果、承認されたため、以下のとおり実施したもの。

ア 公募の概要について

(ア) 公募期間：令和 8 年 3 月 2 日（月）～5 月 29 日（金）

(イ) 選定申請資格

- ① 花きの流通に関する業務経験があること
- ② 飯塚市地方卸売市場条例第 8 条第 3 項各号に抵触しないこと
- ③ 申請時点で「飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱」による指名停止措置を受けていないこと

(ウ) 公募の周知方法

- ① 本市ホームページに掲載
- ② 全国の花き卸売市場が加盟している「一般社団法人日本花き卸売市場協会」に対して加盟市場へ周知を依頼

イ 公募の実施結果について

応募件数は 0 件であったため、決定には至らなかった。

4. 花き生産者及び買受人の現状について

(1) 生産者の現状

卸売価格の不安定さに伴うリスクを回避するため、花き部休止以前から複数の出荷先（他市場、JA への共同販売委託、直売所等）を確保していたため、休止後は従前の取引先に出荷するとともに、新たに市外の他市場への出荷を開始するなどにより、取引先を確保している状況。

(2) 買受人の現状

安定的な商品確保のため、花き部休止以前から複数の購入先（他市場、市内の仲卸業者等）を確保していたため、休止後は従前の取引先から購入を行うとともに、新たに市外の卸売市場から購入を開始するなどにより、取引先を確保している状況。

5. 方針決定の理由について

(1) 花き部の廃止について

ア 休止後に掲げた「花き部の運営に関する方向性」によるもの

花き部休止決定後に開催した令和6年9月4日の運営審議会において承認された「今後の花き部の運営について」は以下のとおり。

- 花き部の継続を前提として、新規卸売業者候補の選定及び交渉等を進めていくこととし、新規卸売業者決定までの間は花き部を休止とする。
- 上記の結果、仮に、新規卸売業者の決定が不調に終わった場合は、卸売業者が不在のままでは再開は困難であるため、花き部の廃止を検討する。

イ 再開に向けた取組の結果によるもの

再開に向けてこれまで実施した県内の花き卸売業者等への直接交涉及び公募はいずれも不調に終わり、新たな選定の方策も見当たらず、卸売業者を決定することが困難な状況にあることから、上記アの方向性に基づき、運営審議会において「今後の花き部の運営について」を審議した結果、現状では廃止もやむを得ないという結論に至ったことを踏まえ、決定したものの。

ウ 廃止を決定する上での前提条件について

本地方卸売市場が筑豊地域の生鮮食料品等の流通の基幹システムとして大きな役割を担っていることを踏まえ、花き部を廃止するにあたっては、「市場全体の運営に支障が生じないよう適切な措置」を講じることとする。

すなわち、廃止後の花き部施設の利活用については、今後も様々な経済環境の変化に対応しながら、流通の基幹としての機能を十分発揮できるような事業の用に供するものとする。

(2) 廃止後の花き部施設の利活用(青果部卸売業者の施設使用)について

運営審議会において花き部の廃止が承認されたことを受けて、「廃止後の花き部施設の利活用について」を審議した結果、本地方卸売市場青果部の卸売業者である株式会社トリプレックス福岡の施設使用が承認されたことを踏まえ、決定したものの。内容については以下のとおり。

- 新規卸売業者募集の公募において応募が無かったことを受け、株式会社トリプレックス福岡から市に対し、令和8年6月8日付けで花き部施設の使用許可申請書が提出されており、その適否の審議は、諮問事項である「花き部の運営について」を審議する中で、一体的に行うべきとの判断から、使用目的、使用内容等について運営審議会にて審議を行ったもの。

- 本申請における施設使用の目的は、近年、生産者の減少や物流事業者の人手不足等の影響により、卸売業務における生鮮青果物の集荷・分荷機能の強化が求められており、産地から消費地への輸送機能の安定化及び地域農業振興への寄与を図るためには、施設使用の規模拡大が必要であるというもの。
- 使用内容としては、青果物全般を対象とするも、当面は馬鈴薯などの土物類を中心とした集荷等に利用するもので、近年の青果物流通においては、コールドチェーン（低温かつ最適な温度管理）の重要性が高まっていることから、取扱高及び取扱品目の拡大状況を踏まえ、本施設を低温施設へ改修することも視野に入れて事業拡大に取り組むというもの。
- 以上により、同社の施設使用は、上記(1)ウに示す「市場全体の運営に支障が生じないような措置」の趣旨に適合しており、流通の基幹としての機能を十分発揮できるような事業の用に供するものであることから、同社の施設使用については、妥当であると判断するもの。

6. 今後の予定について

本方針決定に伴う今後の事務の予定は以下のとおり。

- 花き部廃止に伴う「飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」議案を令和8年度第4回市議会定例会に上程し、あわせて同条例規則を改正。
- 上記議案の議決後、福岡県に対して、花き部廃止に伴う「認定事項の変更に係る認定申請書」を提出し、県の変更認定をもって廃止が決定。
- 廃止決定後、株式会社トリプレックス福岡の花き部跡施設の使用許可申請を許可。なお、同社の施設使用開始時期は令和8年11月以降を想定。